相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市長坂町長坂上条七八四番地、最後の住所山梨県北杜市長坂町小荒間八三六番地　被相続人　亡　植松　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

山梨県甲府市丸の内三丁目二一番一〇号ネクサスビル二階甲府合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市泉町久尻一番地一、最後の住所岐阜県多治見市太平町二丁目六七番地の四　被相続人　亡　加藤　美芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

事務所岐阜県多治見市新町一―二三　多治見市産業文化センター二階A―三　國光法律事務所

相続財産管理人　弁護士　國光　健宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　所　とみゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

事務所岐阜県羽島郡笠松町清住町三九番地　岐阜南法務事務所

相続財産管理人　司法書士　谷口　佳久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市外神三番地一、最後の住所静岡県富士宮市外神四番地の三　被相続人　亡　佐野　大策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

静岡県沼津市共栄町一四番地の三福信第二ビル一階　ひとすぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市八幡一丁目一一番地一、最後の住所愛知県一宮市八幡二丁目一三番一〇号　被相続人　亡　鵜飼　三雪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル五階

相続財産管理人　鹿倉　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市中友田一一三番地、最後の住所三重県伊賀市平野樋之口二七七番地の一　被相続人　亡　谷口　**隆**義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市茶屋之町四三番地、最後の住所大阪府八尾市陽光園一丁目九番一五号秀和レジデンス五一三号　被相続人　亡　廣岡　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル九階・二階

相続財産管理人　弁護士　吉村　洋文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市本庄町一五番地、最後の住所大阪府吹田市泉町五丁目九番一五号　被相続人　亡　三代　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市大王町船越三五八番地一五、最後の住所大阪府大阪市城東区関目五丁目四番七―五〇七号　被相続人　亡　山際　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一号

相続財産管理人　弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市汐入町三丁目三〇番地、最後の住所兵庫県宝塚市切畑字長尾山五番地三二一特別養護老人ホーム花屋敷栄光園　被相続人　亡　佐藤惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル八階

相続財産管理人　弁護士　西村久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字長洲四二四八番地、最後の住所大分県宇佐市大字石田四八番地の三　被相続人　亡　竹中　良美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大分県中津市殿町一四三一番地二　西畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西畑　修司

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正管理のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年一月二十日

一、墳墓等所在地　大阪府大阪市東成区神路二丁目三七番

一、墳墓等の名称　深江墓地

一、死亡者の区画番号、本籍及び氏名　H―二不詳　河田家、K―一〇　不詳　井上家、M―六　不詳　川辺家

一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市東成区深江南三丁目一一番一〇号真行寺内　一般社団法人深江墓地管理委員会　代表理事　幸田　恒彦